

made in ゆがわら認定要領

(総則)

第1条 この要領は、made in ゆがわらとして認定を受ける際の手続等に関して、必要な事項を定める。

(認定の申請)

第2条 made in ゆがわらとして認定（以下「認定」という。）を受けようとする者は、公表されている期日までに、made in ゆがわら認定審査申請書（第1号様式）により made in ゆがわら認定審査委員会（以下「委員会」という。）事務局へ申請するものとする。

2 申請に当たっては、申請しようとする産品等をサンプルとして提出するものとする。ただし、農産物及び加工食品等の食品については、委員会の開催日に合わせて試食用として提出するものとする。

3 申請者は町税等に滞納がない者とし、「未納税額等のないことの証明書」を提出するものとする。

(認定の決定等)

第3条 前条の認定申請があったときは、委員会において審査し、made in ゆがわら認定審査決定通知書（第2号様式）を申請者に通知するものとする。

2 委員会は、認定に当たり必要があると認められるときは、条件を付することができる。

3 委員会は、第1項の規定により認定の決定を受けた者（以下「認定者」という。）には、made in ゆがわら認定証（第3号様式）（以下「認定証」という。）を交付するものとする。

4 認定者は、認定を受けた産品等（以下「認定品」という。）に made in ゆがわら認定審査委員会認定マーク（第4号様式）（以下「認定マーク」という。）を認定品の容器又は包装紙等に表示することができる。

(認定証の有効期間及び更新)

第4条 前条の規定による認定証の有効期間は、認定の日から5年間とする。

2 認定の更新を受けようとする認定者は、有効期間の満了する日の3箇月前までに、交付済みの認定証を添付して、made in ゆがわら認定更新申請書（第5号様式）により申請するものとする。

3 前項の規定による更新申請が適当であると認められる場合の認定証の有効期間は、第1項に規定する認定証の有効期間の満了する日の翌日から5年間とする。

(認定証の記載事項の変更届出)

第5条 認定者は、交付された認定証の記載事項に変更があったときは、当該認定証を添付して、速やかに made in ゆがわら認定証記載事項変更届出書（第6号様式）により届け出るものとする。

2 前項の届出書を受理したときは、当該届出者に対して、記載事項変更後の認定証を交付するものとする。

(点検及び指示)

第6条 委員会は必要に応じ、認定品が適正な管理のもとに製造等されているか、点検を行うことができる。

2 認定者は、前項の規定に基づいて行う点検に協力し、改善等の指示があるときは、その指示に従うものとする。

(責任の所在)

第7条 認定は、認定者の意思を前提に行っているものであるため、認定者は自主管理を徹底し、認定品に問題が生じた場合の責任は、認定者自身に帰属するものであり、認定品の流通販売、消費又は使用において事故等が発生したときは、一切の責任を負うものとする。

2 認定者は、前項に定める事故等を確認したときは、迅速に措置するとともに、委員会事務局へ速やかに報告し、必要な指示を仰ぐこと。

3 認定品の苦情を委員会事務局等が受けた場合には、認定者にその内容を速やかに連絡するとともに、認定者はこれについて誠意をもって対応し、その結果を委員会事務局等へ報告するものとする。

4 委員会事務局は、事故等の内容を一般に広く知らせる必要があると認めるときは、認定者の氏名を含め、その内容を町が運営するホームページや報道機関への情報提供により周知するものとする。

5 前項による情報提供等により、認定者やその取引先等に損害その他の不測の事態が生じた場合でも、委員会事務局、町等は一切の責任及び負担を負わないものとする。

(認定の取消し)

第8条 認定者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、委員会は当該認定品に対する認定を取り消すことができる。

(1) 認定の取消しの届出があったとき。

(2) 認定マークを不正に使用したとき。

(3) 認定証の有効期間内に町税等滞納したとき。

(4) その他認定を取り消すべきと認められるとき。

附 則

1 この要領は、平成29年10月11日から施行する。

附 則

1 この改正は、令和2年2月10日から施行する。